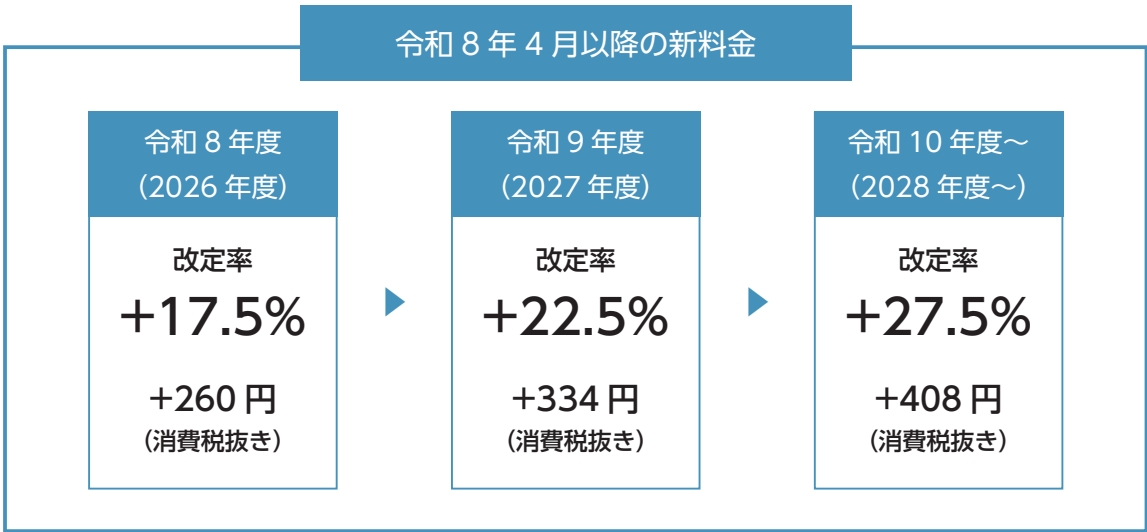


令和 8 年 4 月から 水道料金が上がります

斜面都市の本市は、全国最多水準の水道施設数を抱えています。人口減少が進む中で、施設の維持管理や更新を行いながら、将来に渡り安全・安心な水を安定的にお届けするために、令和 8 年 4 月から水道料金を値上げします。

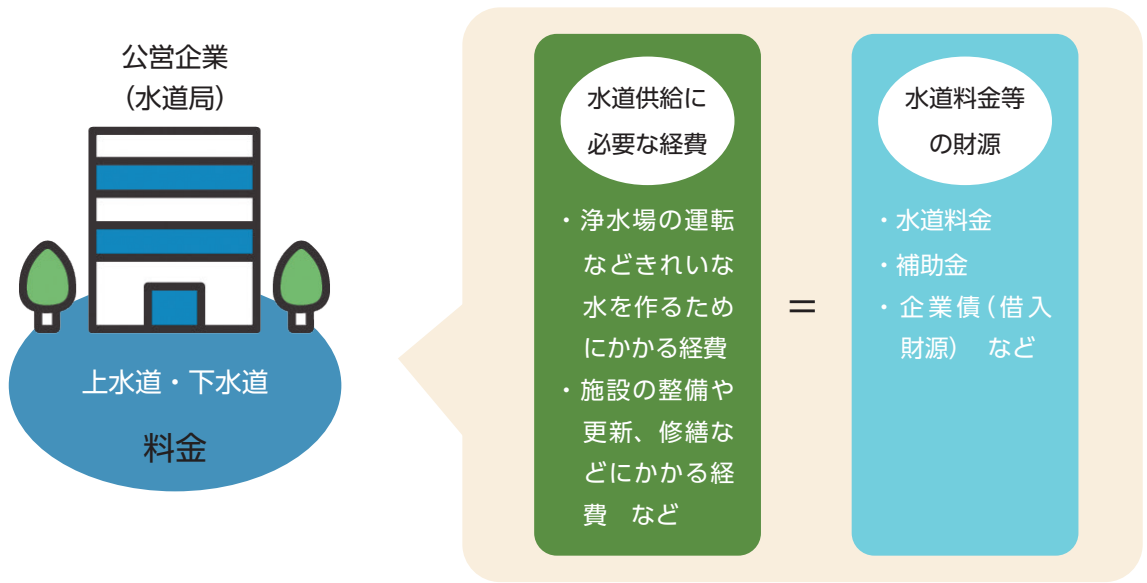
今回の特集では、“なぜ料金改定が必要なのか”その背景や理由、新しい料金等についてお知らせします。



※本市水道の利用者のうち、約半数を占める 1 カ月あたり 10m 使用の場合。
※今回の料金改定で下水道使用料に影響はありません。

水道事業は独立採算の公営企業

水道事業は、他の一般行政とは独立した公営企業（佐世保市水道局）が運営しています。浄水場の運転や施設の整備・維持管理など水の供給に必要な経費を、水道料金で賄う独立採算の事業です。そのため水道料金は、水道供給に必要な経費と釣り合うように設定しています。

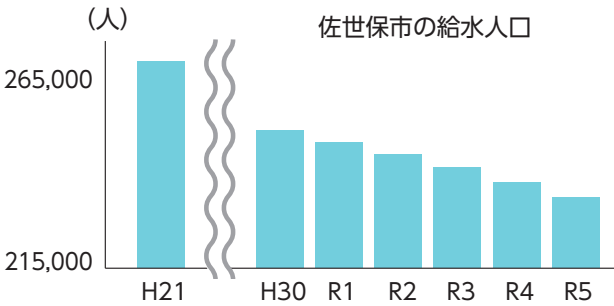


佐世保市の水道事業を取り巻く現状

全国の水道事業は、人口の減少や、施設の老朽化が進む中での水道管の破裂などさまざまな課題に直面しています。佐世保市も同じような課題を抱えている上に、本市特有の事情も重なり、水道事業の経営は厳しい状況が続いています。

① 人口減少

水道を使っている人口は、この 10 年間で約 1 割減少しています。多くの施設を少ない人口で支えていかなければならない状況となってきました。



② 施設の老朽化

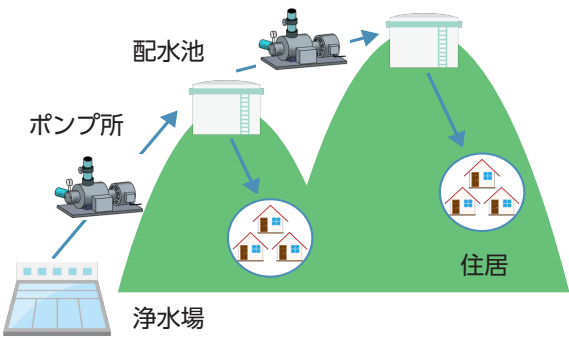
本市の水道管の総延長は約 2,300km。その 36% が耐用年数を超えた老朽管です。市内でも毎年、水道管破裂事故などが発生しています。



過去市内で発生した破裂事故

③ 保有する水道施設の数が全国最多水準

佐世保市域の多くは傾斜が急な斜面地で構成されていて、標高が高い地区にも多くの住居があります。高い場所に水を送るためには、ポンプ所や配水池等の施設を多く整備する必要があり、保有する施設の数は全国最多水準となっています。

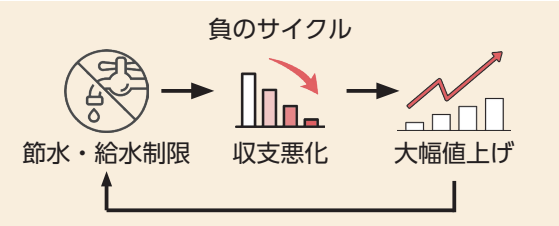


※斜面地では、水を送り出すポンプ所や水を貯めておく配水池が必要。

④ 限られた水源の中での「節水型の経営」

● 「単価」に頼らざるを得ない水道経営の現実
本市では、常時「できるだけ水を使わない節水型の経営」を行っています。水道の使用量を抑える経営である以上、一定の収益を確保するため「単価」に頼る経営を行わざるを得ない状況です。

● 渇水による収益減と料金改定



渇水に陥ると、節水の取り組みも強化し、強制的に使用量を制限します。それによって、給水による収益が大幅に落ち込み、不足する財源を確保するため料金の大幅値上げに至った経緯があります。

⑤ 老朽ダムの更新・改修の壁となる「水源不足」

本市には古いダムが多く、設備は耐用年数（40 年）の 3 倍近く経過したものもあります。古いダムの更新・改修を急ぐ必要がありますが、工事を行うためにはダムの運用を数年休止しなければならず、水源が不足している現状では着手することができません。

	建設主体	建設年次	経過年数
山の田ダム	旧海軍	明治 40 年	118 年
転石ダム	旧海軍	昭和 2 年	98 年
菰田ダム	佐世保市	昭和 15 年	85 年

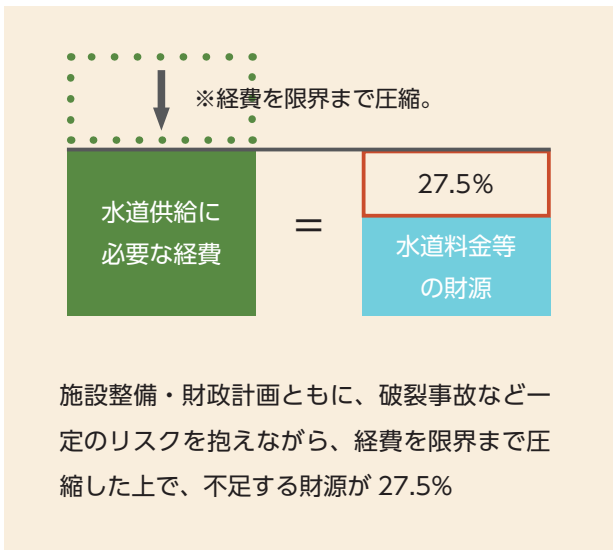
※令和 7 年 4 月 1 日現在。

● 施設を限界まで活用し、統廃合で効率化

将来の投資額（経費）を抑制するため、施設を限界まで使いライフサイクルコストを低減します。また、施設を更新する際には積極的な統廃合を行い、施設数を削減します。また、施設を限界まで使うに伴う、破裂事故等のリスクに備えた、モニタリング（監視）の強化や、水道供給の安全性とコスト削減のバランスが取れた整備を行っていきます。

● 借入財源を活用して、料金への影響を最小限に

水道料金に求める財源を少なくするため、当面は企業債（借入財源）を最大限活用します。



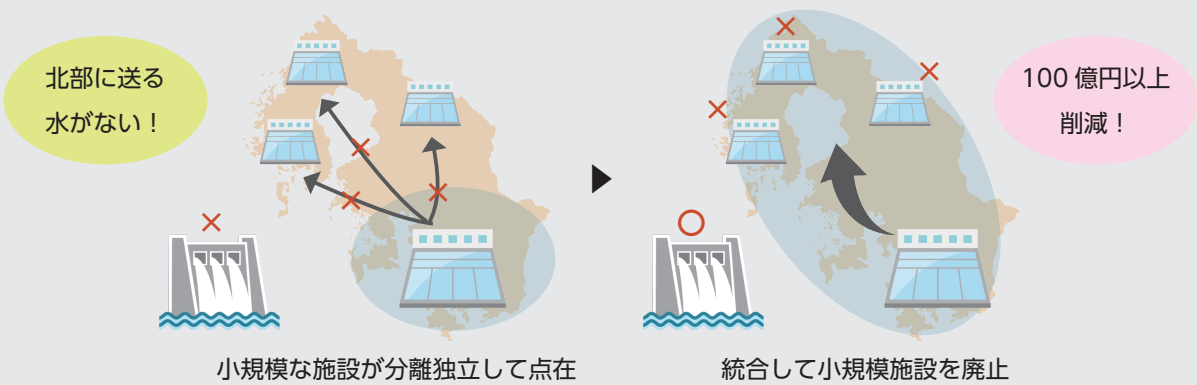
市民負担軽減の鍵は石木ダムによる「水源確保」

石木ダムの建設は、「①施設数の削減」「②節水型経営からの脱却」「③老朽ダム対策」の鍵です。石木ダムが完成することで、市民負担の抑制が可能になります。

なお、石木ダムの建設にかかる経費は、これまでの水道料金にも含まれており、今回の料金改定への影響はほとんどありません。また、今後の料金に与える影響も限定的です。

① 施設数の削減

例えば、北部エリア（吉井、世知原、小佐々、江迎、鹿町の5地域）の浄水場を廃止するためには、中・南部エリアから水を送る必要がありますが、水源が不足している現状では困難です。水源の確保（石木ダムの建設）は、施設数を削減するための前提条件です。



② 節水型経営からの脱却

水源が確保できれば、過度に節水を促す必要がなくなるため、できるだけ単価に頼らない料金に見直すなど、料金水準を緩和するためのさまざまな選択肢が生まれてきます。

③ 老朽ダム対策

水源が確保できれば、既存ダムを休止して工事することも可能となるため、老朽化が著しいダム設備の改修・更新工事を安全に行うことができます。

① 使う水の量にかかわらず、毎月基本料金が掛かります。※1カ月あたりの料金（単価）、消費税抜き。
本市では、節水を奨励しているため、月5㎡以内に節水した世帯については基本料金が減額されます。

区分	改定年月日	現行	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1
基本料金	0㎡から5㎡まで	864円	1,015円	1,058円	1,102円
	5㎡を超え10㎡まで	1,484円	1,744円	1,818円	1,892円

② 水使用が月10㎡を超えた場合は、1㎡につき以下の超過料金が掛かります。
超過料金は、月当たりの使用水量が増えるほど、単価が高くなります。

区分	改定年月日	現行	R8.4.1	R9.4.1	R10.4.1
超過料金 (1㎡につき)	10㎡を超え20㎡まで	233円	274円	285円	297円
	20㎡を超え50㎡まで	253円	297円	310円	323円
	50㎡を超え100㎡まで	273円	321円	334円	348円
	100㎡を超え200㎡まで	302円	355円	370円	385円
	200㎡を超え500㎡まで	305円	358円	374円	389円
	500㎡を超え1,000㎡まで	309円	363円	379円	394円
	1,000㎡を超えるもの	312円	397円	382円	398円
改定率			17.5%	22.5%	27.5%

● 改定後の水道料金イメージ（消費税抜き） ※令和8年度17.5%改定の場合。

		2人暮らし	3人家族	4人家族
1人1日の使用水量を198L (R5実績平均値)とした場合				
1カ月当たりの世帯使用水量		11.88㎡	17.82㎡	23.76㎡
水道料金	現行料金	1,950円	3,348円	4,826円
		▼ +342円	▼ +588円	▼ +846円
改定後		2,292円	3,936円	5,672円

検針票（一部抜粋）

ご使用水量のお知らせ 登録番号 上水道T2800020000228 下水道T1800020000229

お客さま番号		検針日
メーター番号		指針
年度・期別		(前回指針)
令和 年 月 日		今月
ご使用水量		ご使用期間
m ³ (日分)		月 日 ~ 月 日
水道料金		水道料金
下水道使用料		下水道使用料
ご使用水量		ご使用期間
m ³ (日分)		月 日 ~ 月 日

検針票は検針員が2カ月に1回郵便受けに投函します。ご使用水量については、検針票等でご確認ください。

今回の特集で紹介した内容について動画をご覧ください。



水道局HP
（「水道事業経営戦略」動画掲載について）